

2019年5月7日

厚生労働省子ども家庭局母子保健課 御中
優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟 御中
与党旧優生保護法に関するワーキングチーム 御中

優生手術に対する謝罪を求める会
ccprc79@gmail.com

優生手術等の被害者への一時金請求手続きに関する案内について 緊急申し入れ

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給法等に関する法律」（以下、「法律」）施行にともない、一時金の請求手続きが開始されています。しかしながら、国および地方自治体の周知の方法、請求受付や相談支援の窓口の対応は、被害者の方々が、躊躇することなく確実に請求できるにはほど遠い現状です。特に、請求に際して「医師の診断書」の提出が必須であるかのように記載されている点、及び周知・広報における合理的配慮の欠如の問題は重大です。

以下に述べる点について母子保健課は早急に検討し、改定・変更してください。5月20日までに、進捗状況も含めて、文書にてご回答下さいますようお願いいたします。

この申し入れについて、議員連盟と与党ワーキングチームの皆さまにもお知らせしたく、お送りいたします。

1. 「診断書」の提出について

優生手術被害者にとって、医療機関を受診し「優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を提出することは、心理的・肉体的に大きな負担であり、医療機関を訪れるのさえ困難な被害者の方もおられます。また、優生手術を受けてから長期間経過した場合や放射線照射による不妊化措置の場合には、手術痕の証明は極めて困難です。

法律制定に向けた検討の中でも、これらの問題を考慮して、被害の認定に際しては「医師の診断書」のみにこだわらないことが確認されたと理解しています。その結果、「施行規則」第9条に「厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、第1条第2項または第2条第2項に規定する書類の添付を省略させることができる」と書かれ、医師の診断書の添付を省略することができるとしています。

それにもかかわらず、厚労省のホームページにも、市民への広報に用いられる「一時金に関するリーフレット 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」にも、「請求書を提出する際には、以下の資料を添付して下さい」として、診断書の提出を求めています。また、これらを引用した各都道府県のホームページでも、診断書の提出は必須であるかのような表現がなされています。

これでは、被害者の方々にとって請求書提出のハードルはとても高いものとなり、できるだけ早く、一人でも多く申請できるようにという法律の趣旨が、全く生かされません。

(1) 厚労省や各自治体のホームページ、リーフレット等の広報宣伝物に、診断書を添付しなくとも請求できることを明示して下さい。

(2) 国及び各都道府県の相談支援窓口や請求書提出窓口でも、これらを徹底して下さい。

2. 周知・広報における合理的配慮について

(1) 一時金請求について伝える厚労省の案内には、さまざまな障害を持つ人々への合理的配慮がありません。ルビを振って平易なことばで書きイラストで説明した「わかりやすい版」、視覚障害者のための音声読み上げ対応のテキスト版（※）および音声化版、手話を言語としてきた聴覚障害者のための手話付き動画等、各種のものが必要です。

※ pdf.形式では音声読み上げソフトが使えないため、txt.形式のファイルが必要である

(2) 専用相談窓口（電話、ファクシミリ、メールアドレス：障害種別に応じ、この3種類が必要）が各広報資料の目立つ場所に置かれている必要もあります。

(3) 各自治体の相談窓口は障害者福祉ではなく母子保健を担当する部局であるところが多いため、障害者への合理的配慮についての経験や知識を欠くおそれがあります。十分な合理的配慮を払った広報・対応が行えるよう、上記のように例示して具体的に求めてください。

(4) 「施行規則」第7条では、請求書を作成できない特別な事情がある場合には、被害者の口頭陳述と職員の聴取による作成ができると定めています。窓口における口頭での請求が可能であることを広く周知して下さい。

(5) さまざまな障害区分・程度にわたる障害者たちの実情に合った合理的配慮提供のためには、当事者の意見を聞くことが欠かせません。方策を立て実施する過程で、障害者団体各方面のアドバイスとチェックを必ず仰いでください。

(6) 障害をもたない人、障害者手帳や療育手帳がない人にも被害者がおられます。例えば旧児童自立支援施設などの関係者にも、周知できる方法を模索してください。さらに被害者の多くが既に高齢であることから、高齢者の相談窓口、地域包括支援センター、介護支援専門員、高齢者施設生活相談員等にも周知してください。

以上二点につきまして、母子保健課からご回答頂けますようお願いしております。国会議員の皆さまは、母子保健課とともに問題点を確認し、改定、変更を要請していただきますようお願いいたします。